

善通寺市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により執行した財政援助団体への監査結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成25年11月1日

善通寺市監査委員 藤岡 博文

善通寺市監査委員 林野 忠弘

第1 監査の趣旨

財政支援団体の監査は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法という。」)第199条第7項の規定に基づき、市が交付金を交付している団体の出納その他の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかどうかについて監査を実施するものである。

第2 監査のテーマ

公金にかかる不正防止対策の一環として、市に事務局を置く3団体の運営等について。

第3 監査の方法

3団体への平成24年及び平成25年度交付金に係る「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、証拠書類、会計経理は適正に行われているか、事業は交付目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、担当者から説明を聴取し監査を実施した。

第4 監査執行日及び監査対象団体交付金

監査執行日	監 査 対 象 項 目	交付金額(円)
平成25年10月15日	地区体育振興会交付金	810,000
	善通寺市体育協会交付金	545,000
	善通寺市文化協会交付金	975,000

第5 監査の結果

平成24年度の3団体の事業報告書並びに会計収支決算において、証拠書類等を監査したところ、概ね適正に執行されていた。

比較的軽易な事項については、ここでの記載を省略している。なお、改善・検討を要する事項は、次のとおりである。

第6 指摘事項

(地区体育振興会)

今回の監査において、一部地区体育振興会の平成25年度の収支予算書において、市交付金を超える繰越金が見られた。

については、財政援助団体として、交付金を目的にかなった事業に充当するなどして、多額の繰越金をださないように留意されたい。